

会 議 録

会議の名称	茨木市公の施設使用料免除団体審査会（第1回）
開催日時	平成 24 年 1 月 17 日（火） （午前・ <u>午後</u> ）2 時 00 分 開会 （午前・ <u>午後</u> ）3 時 30 分 閉会
開催場所	市役所南館10階大会議室
出席者	【審査会委員】（敬称略） 坪内隆、辻田素子、木村正文、中山和子、矢倉昌子 【担当職員】 原田市民活動推進課長、池田市民学習課長、大神人権・男女共生課長、 高田危機管理課長、松野福祉政策課課長代理、 村上高齢介護課いきがい係長、小田地域教育振興課長、増田青少年課長 【事務局】 企画財政部長、財政課長、係長2名、職員1名
欠席者	なし
議題(案件)	・ 公の施設使用料免除団体の審査について
配布資料	・ 次第 ・ 区分別使用料免除申請団体一覧

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	《委員紹介》
会長	<p>ただいまから審査に入りたいと存じます。まず、審査会の運営に関し、本審査会及び会議録を公開にするのか、非公開にするのかを、皆さんにお諮りしたいと思います。</p> <p>まず、事務局から審査会の公開についての説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、事務局から審査会の公開等について説明申し上げます。本市では、「茨木市審議会等の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は、個人に関する情報を審議する場合などを除き、公開を原則として、審議会等に諮ったうえで決定することとしております。また、審議に関して提出された資料についても、審議会等の同意を得て傍聴人に閲覧させることができることとしております。会議録についてもその作成とその公表に努めているところでございます。</p>
会長	<p>ただ今、事務局から会議の公開についての説明がありました。今後、非公開とすべき案件が発生したときには、皆様にお諮りし、会議の非公開を決定することとして、それまでは原則に則り会議は公開し、会議録についても公開することとし、資料についても傍聴者への閲覧を許したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
会長	<p>それでは、本審査会を原則公開といたします。傍聴者がいらっしゃるか確認してください。</p>
事務局	<p>現在、傍聴希望者はいらっしゃいません。</p>
会長	<p>それでは、会議を再開し、議事をはじめます。これから順次、公の施設使用料免除団体の審査を行います。直ちに意見なり、ご質問なりをいただくことも難しいと思いますので、市の関係職員から説明又は意見をいただきたいと思いますと考えますがいかがでしょうか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
各委員	【異議なし】
会長	<p>それでは、地域集会施設について、市の関係職員から説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
担当職員	<p>地域集会施設について、免除申請された団体について審査をお願いします。まず、対象となる地域集会施設は、コミュニティセンター、公民館、いのち・愛・ゆめセンターとなります。いずれも、地域の様々なコミュニティ活動の拠点として使用されている実態を捉えまして、地域の集会施設として共通の利用施設として位置づけており、同様の団体を免除団体の対象としてお願ひします。</p> <p>今回、規則の改正を行ひまして、審査基準ですが、審査は申請された団体が免除団体として要件に該当するか否かについて審査をお願いしますこととなっております。審査の要件ですが、従来は9項目あり、そのうちのひとつとして、コミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体と同種の地域団体であることを挙げてお願ひしましたが、今回、別表に掲げる団体等といたしました。別表に掲げる団体に限定した理由は、従来の「コミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体と同種の地域団体」にかかる解釈を、規則の運用方針で定めてお願ひしましたが、明確化するため、規則に一本化したものであります。それでは、具体的に、施設の概要および申請団体について、説明させていただきます。</p> <p>まず、施設の概要ですが、所管しておりますコミュニティセンターについて、説明させていただきます。市立のコミュニティセンターは市内に10館ありますが、この4月から彩都西コミュニティセンターが開館し、三島公民館がコミュニティセンターとなりますので、24年度はコミュニティセンターは12館となります。コミュニティセンターの設置目的ですが、市民の地域活動を育成し、ふれあいのある豊かな地域社会をつくり、もつて福祉に増進を図ることとあります。地域住民で構成する地域団体から選出された委員によって構成された管理運営委員会によって、指定管理をしていただいております。施設としては、市民及び市内で活動する団体等が使用でき、開館時間は午前9時から午後10時まで、年末年始は休館となっております。6ヶ月前から申請でき、先着順に許可をして、使</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	<p>っていただいている施設です。利用料金の収入をもって、運営していただいています。</p> <p>公民館は社会教育法に基づく施設であり、講演会やふるさと祭り等の社会教育事業を行う施設であり、市内に32館あります。設置目的は、一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することにあります。公民館の管理運営については、教育委員会から任命された公民館館長、主事、運営委員によって行われています。最後に、公民館の使用においては、社会教育法や条例による制約があり、営利活動等は禁止となっております。</p>
担当職員	<p>いのち・愛・ゆめセンターは市内に3館あり、設置目的は、社会福祉および基本的人権尊重の精神に基づき、地域住民の福祉の向上をめざし、市民に対する人権啓発を推進し、すべての人権問題の課題解決を図り、人権が尊重される社会の実現に資することにあります。主な事業としましては、社会調査及び研究事業、相談等の自立支援事業、地域交流事業、啓発及び生涯学習の推進等であります。また、貸館事業を午前9時から午後9時30分まで行っており、施設ごとに利用区分に応じて250円～800円を徴収しております。</p>
担当職員	<p>それでは、申請団体について、説明させていただきます。自治会についてですが、単位自治会として208団体、校区連合として30団体、地域の連絡協議会として3団体が申請されております。</p> <p>まず、単位自治会ですが、お手元に『上中条一丁目自治会』『稲葉町自治会』『庄二自治会』の資料をお配りしております。自治会とは、地域の美化清掃活動や・防火防犯・文化・スポーツ等の諸活動を通じて、地域住民が連帯して協調を深めながら明るい住み良い地域づくりを目指して、地域住民の自由意志に基づいて結成された地域の公共的な団体です。市としましては、より良い快適な地域づくりや、地域住民のニーズを市政に反映させることや、行政からの情報や連絡を円滑かつ的確に地域住民に伝えることなどを含め、市</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>民と行政の協働の街づくり推進のための地域の最も基本となる地域団体として大変重要な役割をもつ組織であるという認識をしております。各単位自治会の申請書には、規約・活動実績・収支報告書等を添付しておりますので、具体的な実態についてはその資料を見ていただければ確認していただけると考えております。</p> <p>次に、連合自治会は、単位自治会の集合体として、単位自治会では解決できない、校区に共通する総合的な課題解決に向けた取り組みを行うために組織された団体であります。各校区自治会の申請書にも、規約・活動実績・収支報告書等を添付しておりますので、具体的な活動実績についてはその資料を見ていただければ確認していただけると考えております。</p> <p>つづいて、校区の連絡協議会として3団体が申請されております。この3団体は、自治会をはじめ、地域の各種団体において、地域全体のことを協議する組織として組織された団体であります。連絡協議会の申請書にも、それぞれ会則・事業報告・収支報告書等を添付しておりますので、具体的な活動実績についてはその資料を見ていただければ確認していただけると考えております。</p> <p>最後に、規則の別表に列挙されていない団体として、『特定非営利団体三島コミュニティ・アクション・ネットワーク』が申請を挙げておられます。以上、所管する団体等についての説明を終わります。</p>
会長	申請団体は、去年より増えていますか。
担当職員	連合自治会と連絡協議会は同数ですが、単位自治会については減っております。
会長	茨木市に、自治会は何団体くらいありますか。
担当職員	現在、単位自治会は503団体あります。
委員	『特定非営利活動法人 三島コミュニティ・アクション・ネットワーク』は、前回も申請されていたのですか。
担当職員	はい、前回も申請されておりました。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委員	事業内容として、駐車場管理業等が挙がっていますが、これらは営利事業に当たらないのですか。
担当職員	そのような事業も行っておられますが、営利企業のように利益を積み立てていっているわけではなく、収益を社会に還元しておられるので、あくまで非営利団体であり、営利団体には当たらないと思います。
会長	それでは、審査に移りたいと思います。まず、『特定非営利活動法人 三島コミュニティ・アクション・ネットワーク』については、茨木市の公の施設使用料免除団体の要件に満たない団体と取り扱うことで、ご異議ありませんでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	ありがとうございます。それ以外の団体につきましては、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当である答申をしてよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	それでは、1団体を除いて、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。それでは、次の案件について、担当職員から説明いただきたいと思います。
担当職員	公民館区事業実施委員会は、地域の各種団体から推薦された者で結成されており、ふるさと祭り、文化展等の社会教育事業を行う団体です。行政組織ではありませんが、非常に公共性の高い団体であります。今回は、公民館と同数の32団体から申請が出ており、いずれも同様の事業を展開していることから、『茨木』『春日丘』『安威』の3団体の資料を配付させていただいております。資料を見ていただきますと、活動目的としましては、区域内の住民のために、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>に寄与することです。つづきまして、活動内容であります、ふるさと祭り、地域のレクリエーション、文化展、生活文化の普及発展のための広報紙の発行等であり、いずれも本市からの補助金で行っております。これらの事業を実施することにより、地域住民相互の交流やふれあい、連帯や地域力の向上といったコミュニティ活動の活発化を図ることができ、豊かな住みよい地域社会を築くことにつながると考えております。予算・決算については、申請書の最後に添付しているとおりです。最後に、公民館区事業実施委員会は、全地域でふれあい豊かなコミュニティの醸成と促進に向けた役割を担う団体の一つとして、また、コミュニティセンターの管理運営委員会を構成する一員として地域で活動しておりますので、審査の程よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>今回、公民館区事業実施委員会が免除団体として認められたら、公民館が講座を実施する際に、コミュニティセンターを無料で借りられるようになるのですか。</p>
担当職員	<p>公民館が実施している講座は市の主催事業ですので、コミュニティセンターを借りるときは、市から使用料を支払っております。公民館区事業実施委員会は、あくまで、ふるさと祭り等の公民館事業を行っている団体です。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>それでは、市の職員の説明に基づき、32の公民館区事業実施委員会を、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申することで、ご異議ありませんでしょうか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
会長	<p>それでは、公民館区事業実施委員会を、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申します。それでは、次の案件について、担当職員から説明いただきたいと思っております。</p>
担当職員	<p>地区人権啓発推進委員会について、ご説明を申し上げます。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>地区人権啓発推進委員会は、市内32小学校区のうち、24校区で設置されており、今回19団体から申請が出ております。お手元には、『水尾小学校区人権啓発推進委員会』『玉櫛校区人権啓発推進委員会』『沢池小学校区みんなで学ぼう人権の会』の資料をお配りさせていただいております。そのうちの『水尾小学校区人権啓発推進委員会』の申請書に基づき、説明させていただきます。設置目的は、申請書の次のページに会則があり、その3条では基本的人権の尊重の精神に基づき、住民の人権意識の高揚と住民相互の人権尊重の確立をめざすと規定されています。また、事業内容については、会則の4条において、人権尊重の意義を理解し、実践力を高めるための研修会の開催や、人権啓発のための活動が規定されています。そして、組織については会則の5条において規定されており、小学校の教職員や、PTA、地域の団体等で構成されています。具体的な活動としましては、人権研修会等への参加、人権問題に取り組み、人権が守られた豊かで住みよい街づくりを目指した活動をしており、茨木市ののち・愛・ゆめセンター条例施行規則第6条の2の別表に記載された団体であります。資料としましては、会則・事業報告・会計報告等を添付させていただいております。</p> <p>つづいて、人権地域協議会について、説明させていただきます。人権地域協議会は、市内に豊川・みなみ・三島の3団体があります。免除申請は、この3団体から挙がっております。お手元にお配りしました『人権豊川地域協議会』に基づいて説明をさせていただきます。13ページを見ていただきたいのですが、会則の3条において、大阪府及び茨木市における同和問題の解決のための施策をはじめ、人権施策に協力し、差別のない人権尊重のコミュニティの実現に寄与することを目的とすると規定しております。主な事業としましては、第4条で同和問題の解決のための施策や、人権施策の推進に関して行政および関係機関との調整及び協力並びに連携に関すること等を規定しており、行政や関係機関と連携して人権尊重のコミュニティの実現に資することを目的とした団体であります。具体的な活動としては、自立支援として「各種相談業務」や「住宅・まちづくり」、「在宅ケア」、自主支援活動として「会員団体への支援」を、その他、啓発活動や研修会の実施等をしており、茨木市ののち・愛・ゆめセンター条例施行規則第6条の2の別表に記載された団体であ</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>ります。これまで説明しました団体につきましては、いずれも前回の審査会におきまして、免除団体として認められた団体であります。その他に、別表に記載されていない4団体から免除申請をいただいております。『部落解放同盟大阪府連合会道祖本支部』『部落解放同盟大阪府連合会沢良宜支部』『部落解放同盟大阪府連合会中城支部』及び『沢良宜共育の会「ゆめの樹」』であります。この4団体は別表に列挙されていない団体であり、また、前回の審査においても非該当という結果をいただいております。以上です。</p>
会長	<p>別表に列挙されていない4団体というのは、施行規則の9つの条件に該当しない団体ということですか。</p>
担当職員	<p>免除団体の審査基準としては、施行規則6条の2に規定されている9つの条件をすべて満たしていることが要件であり、従前は要綱や運用方針において「コミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体と同種の地域団体」と規定していましたが、より明確化するため、規則の別表において列挙させていただきました。</p>
会長	<p>免除団体に該当するためには、規則の9つの条件すべてを満たしている必要がありますが、4団体には定款や規約や予算等はあるでしょうか。第1号の要件に該当しないということですか。</p>
担当職員	<p>はい、そうです。</p>
会長	<p>人権地域協議会というのは設立の規定、条件はあるのでしょうか。</p>
担当職員	<p>お手元に配布させていただいております資料の10ページに豊川人権地域協議会の構成団体の一覧が載っておりますが、地域で様々な活動を行う団体によって構成されており、人権の啓発や人権尊重のコミュニティづくりに寄与している団体として、免除団体に該当するものと考えております。</p>
会長	<p>以前、部落解放同盟の3支部から異議申し立てが出ていますが、人権地域協議会の構成員は限定されているのですか。部落解放同盟は、</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	<p>人権地域協議会に近いエリアになってくると思いますが、人権地域協議会に入れてほしいという要望はないのですか。</p> <p>人権地域協議会は、自治会やPTAなど、地域で活動する団体で構成されており、部落解放同盟の3支部も、人権地域協議会の構成員になっております。</p>
会長	<p>人権地域協議会に入っていないから、免除団体には該当しないということであれば審査もしやすいですが、目的が合致しているか否かということになってくると審査しにくいですね。</p>
担当職員	<p>部落解放同盟3支部等の4団体については、施行規則の別表に列挙されていない団体ですので、免除団体には該当しないということです。</p>
会長	<p>わかりました。</p>
委員	<p>別表に列挙されていない4団体についても、申請があったから説明されたということですね。</p>
担当職員	<p>今回規則を改正させていただき、申請があった団体については、すべて審査会で審査いただくことになっておりますので、ご説明させていただきました。</p>
委員	<p>人権地域協議会が協議会として使用する場合は、使用料は免除されるが、その構成員が使用される場合は、免除にならないということですね。</p>
担当職員	<p>免除団体以外の構成団体が使用する場合は、免除になりません。</p>
会長	<p>部落解放同盟3支部等4団体については、茨木市の公の施設使用料免除団体の要件に満たない団体と取り扱うことで、ご異議ありませんでしょうか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会長	ありがとうございます。それ以外の団体につきましては、茨木市の公の施設使用料免除団体として妥当である答申をしてよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	<p>それでは、4団体については茨木市の公の施設使用料免除団体に該当しない団体として、それ以外の団体については茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。</p> <p>それでは、次の案件について、担当職員から説明いただきたいと思ひます。</p>
担当職員	<p>それでは、まず自主防災会について説明させていただきます。自主防災会は、小学校区において、災害等の発生時に自主的な活動によって被災者支援をすることを目的とした組織でありまして、自治会の役員の方々に集まっていただき、訓練や勉強会等を行っております。主に、自治会の役員の方々が兼務し活動されています。福井自主防災会を例に説明させていただきますと、活動内容としては、1月に訓練、6月に総会、その他勉強会を実施しておられます。現在、32小学校区のうち、24小学校区で組織されておりますが、免除申請いただいたのは22団体であります。</p> <p>次に、防犯協会について説明させていただきます。防犯協会は、戦後、茨木警察署の協力要請で結成された団体であり、その後、各小学校区に防犯支部が組織されました。主な活動内容としては、青色パトロールや、年末の夜警等であります。</p>
会長	<p>それでは、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしく願ひします。</p> <p>《質問なし》</p>
会長	ご質問がないようですので、自主防災会と防犯協会支部を、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申することで

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
各委員	ご異議ありませんでしょうか。
会長	【異議なし】 それでは、自主防災会と防犯協会支部を、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。
担当職員	それでは、次の案件について、担当職員から説明いただきたいと思います。 茨木市民生委員児童委員協議会と、地区福祉委員会について説明させていただきます。 まず、茨木市民生委員児童委員協議会についてですが、民生委員法に基づき、各地域に民生委員を配置しており、茨木市の場合は400人の民生委員がおります。それぞれの民生委員の団体として、茨木市民生委員・児童委員協議会が市域を一つとして結成されております。 申請書等を書いておりますが、昭和23年から組織されており、地域福祉と社会福祉の増進のために要援護者に対して、いろいろな生活の相談や、自立支援等を行っております。民生委員を小学校区ごとに地区を分けており、それぞれに地区委員会があります。会議をしたり、活動をしたりするために公民館やコミュニティセンター等を利用するということから、申請を上げております。 次に、地区福祉委員会について、説明させていただきます。地区福祉委員会は、社会福祉協議会の構成団体であります。地域の福祉の向上のために組織された団体であり、茨木市には33団体あります。活動内容としましては、敬老会の開催や、小地域ネットワーク活動や、障害者の方々への支援等であります。市の方から社会福祉協議会を通じて、活動費等を援助しております。
会長	それでは、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしく願います。
会長	《質問なし》 ご質問がないようですので、茨木市民生委員・児童委員協議会と地区福祉委員会を、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
各委員	<p>体として答申することで、ご異議ありませんでしょうか。</p> <p>【異議なし】</p>
会長	<p>それでは、茨木市民生委員・児童委員協議会と地区福祉委員会を、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。</p> <p>それでは、次の案件について、担当職員から説明いただきたいと思います。</p>
担当職員	<p>老人クラブについて、ご説明させていただきます。老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主組織です。老人福祉法では、地方公共団体は老人クラブに適切な援助をするよう努めなければならないと定められています。老人クラブは、全国で約11万7千クラブ、約717万人の会員がおられ、その下部組織として各都道府県の老人クラブ連合会があります。本市におきましても、茨木市老人クラブ連合会があります。市老連には、単位老人クラブ164団体が加盟しており、9,874名の会員がおられます。市老連と単位老人クラブの中間団体として、おおむね小学校区単位で活動している地区老人クラブ連合会があり、今回、免除申請があがっているのは、地区老人クラブ連合会と単位老人クラブです。活動目的は、会員の健康の増進や親睦をはかり、高齢者のいきがづくりや健康づくりを推進することで、明るい地域社会の実現や保健福祉の向上等を図ることです。老人クラブは、地域社会への貢献として様々な奉仕活動を行っており、市内すべての老人クラブが5月に元茨木川緑地の清掃、6月と12月に市内一斉清掃、9月に老人の奉仕活動を実施しております。地域の神社や公園等を月1回清掃しているクラブもありますし、子どもたちの登下校の見守り活動や、独居高齢者の訪問活動を行っている老人クラブもあります。その他にも、小学校の放課後教室や、地域のふるさと祭り、文化展や体育祭等の実施メンバーとしても活躍されております。</p> <p>地区老人クラブは、市老連や単位老人クラブが主催する行事をコーディネートする役割を果たしております。これらのことから、老人クラブは地域の中で、自治会やこども会等の地縁団体や公民館等</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	と連携しながら、地域活動をしているという団体であり、地域力の向上という観点からも市が支援する団体であることから、免除団体の要件を備えていると考えております。以上です。
会長	それでは、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしく申し上げます。
委員	すべての老人クラブが市老連に加入しているのですか。
担当職員	はい、164団体すべての単位老人クラブが加入しております。
会長	単位老人クラブの収入ですが、会費や、自治会からの補助金以外に、市からも補助金が出るのですか。
担当職員	はい、市からも補助金は出ています。
会長	全164団体のうち、74団体だけが申請されているのですか。
担当職員	老人クラブの中には、地域の自治会館等を使われているところもありますので、今回は74団体だけが申請されておられます。
委員	市からの補助金は、去年より減ったのですか。
担当職員	補助制度が、23年度から事業補助化され、世代間交流や見守り訪問活動等、国や府が補助対象としている事業を実施した場合のみ補助しておりますので、市からの補助金が減る団体もあると思います。
会長	老人クラブを、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申することで、ご異議ありませんでしょうか。
各委員	【異議なし】

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会長	老人クラブを、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。それでは、次の案件について、担当職員から説明いただきたいと思います。
担当職員	市立小・中学校の単位PTAについて、説明させていただきます。市立小・中学校の単位PTAは、保護者と教職員が協力し、学校と家庭にとどまらず、地域コミュニティにおける総合的な教育力の向上を目的とする団体です。地域と連携した活動の中では、通学路を含む地域内の安全の確保や、夏祭りを中心とした地域イベントへの協力の他、多くのコミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体となり、地域活動の推進に貢献しております。また、各小中学校により若干表現の違いはありますが、ほとんどのPTAにおいて各規約の中で目的欄に、学校と家庭と地域の連携を謳っております。目的を同じくする地域の団体と協力することが出来るということを決めているため、現状、自治会やこども会等の団体と連携を密にして活動を行っております。今回申請された34団体の内訳ですが、小学校については32団体のうち24団体、中学校については14団体のうち10団体から申請が出ております。以上です。
会長	小・中学校のPTAについては、公立の学校だけ申請が出ているのですか。
担当職員	はい、私立のPTAは元々コミュニティセンターの構成団体に入っていないですし、多くの方が市外から通っております。また、私立の小・中学校は学校施設が充実しており、公立の施設を利用しているという状況がうかがえないことから、公立小・中学校のPTAのみの申請とさせていただきます。
会長	PTAは公民館を使って何か行事をされるのですか。普通は学校でされますよね。
担当職員	夜間の場合は、学校よりも公の施設の方が使いやすいということもありますし、学校の空き教室がかなり少ないということもあり、公の施設を使われている団体が多くなっております。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会長	<p>それでは、市立小・中学校のPTAを、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として妥当とすることで、ご異議ありませんでしょうか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
会長	<p>それでは、市立小・中学校のPTAを、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。</p> <p>それでは、次の案件について、担当職員から説明いただきたいと思ひます。</p>
担当職員	<p>小・中学校区の青少年健全育成運動協議会について、説明させていただきます。中学校区については、中学生の非行問題等を解決するため、市長が会長を務める青少年問題協議会の提唱により、昭和53年度から順次結成された団体です。活動内容は校区により様々ですが、地域社会における中学生の健全育成を目的としております。小学校区の青少年健全育成運動協議会につきましては、中学生の抱える問題解決には、地域での行事や活動を通しての人間関係や、コミュニケーションが必要なことから、地域活動に青少年が積極的に参加できる体制づくりとして、昭和57年度から随時結成していただいております。小・中学校区の青少年健全育成運動協議会とともに、コミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体として、地域に根ざした活動をされております。</p> <p>つづきまして、単位こども会、校区こども会についてですが、この団体は、地域の子供たちが遊びを中心とする異年齢の集団活動を通して、創造性・協調性・実践力を養い、生きる力を身につけることを狙いとした、地域で子供を育てるための団体であります。コミュニティセンターの管理運営委員会の構成団体として、地域において子供の健全な育成に取り組んでいる団体です。以上のことから、免除団体としての要件を満たしていると考えておりますので、審査の程、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>今回、142の単位こども会から申請が挙がっていますが、全団体から申請が挙がっているのですか。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
担当職員	<p>現在、単位こども会は260団体あります。昨年は154団体から申請があったのですが、そのうち今年申請されなかった団体が18団体、逆に新たに申請された団体が6団体あり、計142団体から申請がありました。</p>
会長	<p>それでは、他に質問がないようですので、小・中学校区の青少年健全育成運動協議会と、単位こども会、校区こども会を、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として妥当とすることで、ご異議ありませんでしょうか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
会長	<p>それでは、小・中学校区の青少年健全育成運動協議会と、単位こども会、校区こども会を、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。</p> <p>それでは、次の案件について、担当職員から説明いただきたいと思います。</p>
担当職員	<p>まず、青少年センターについて、説明させていただきます。上中条青少年センターは、青少年の情操を養い、教養の向上及び健康の増進を図るとともに、自主的、組織的な青少年活動を助長することによって、青少年及び青少年団体の健全な育成及び人権文化の高揚を図るということを目的として設立された施設です。この要件をふまえ、審査をお願いする団体としましては、まず、玉島小学校区青少年会です。この団体は、玉島地区内の中学生や高校生を対象とし、スポーツ活動や文化的行事、ボランティア活動を通じて、明るくたくましい青少年の育成を目的としております。具体的な活動内容としましては、ラジオ体操への参加及び指導、その他各種地域行事への参加等を行っており、青少年センターの設置目的に適合していると考えられることから免除団体としての要件を満たしていると判断し、審査をお願いするものです。</p> <p>次に、スカウト団体ですが、各団体によって表現の仕方に違いはありますが、活動を通じて青少年の優れた人格を形成し、青少年の健全育成に寄与することを目的とされておられます。各団体とも、</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>青少年センターの設置目的に適合しておりますし、消防フェスティバルや交通安全パレード等の市の行事の手伝いもしていただいております。また、東日本大震災の際には、募金活動への協力もいただいておりますし、野外活動やボランティア活動を通じた青少年の育成に努めていただいているところであります。その他、予算、決算、規約等についても、免除団体としての要件を満たしていると考えられますので、審査の程よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>青少年センターの条例施行規則には、免除団体を列挙した別表はないですね。</p>
担当職員	<p>はい。別表はありませんが、規則の第9条に審査基準を列挙しております。</p>
会長	<p>施行規則第9条第2号において”市と協働して、恒常的に行っている団体であること”という規定がありますが、この規定は実績を求めているのか、それとも、今後恒常的に実施していくということを含むのか。また、ボーイスカウトやガールスカウトについて、恒常的に実施しているという確認は、どのようにされていますか。</p>
担当職員	<p>毎年、消防フェスティバルや、市内一斉清掃に協力していただいておりますので、”恒常的である”と考えております。</p>
会長	<p>免除申請団体の中に、”大阪府”という名称が入っている団体があります。</p>
担当職員	<p>名称に”大阪府”が入っていても、活動は茨木市内で行っておられます。</p>
会長	<p>今回、免除申請されているガールスカウトは、『大阪府支部第53団』『大阪府第73団』というふうに、団の番号がとんでいますが。</p>
担当職員	<p>ボーイスカウトは、茨木市内で”茨木第1団”、”茨木第2団”と番号が付いておりますが、ガールスカウトの方は、大阪府全体で”大</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会長	<p>阪府第1団””大阪府第2団”という番号の振り方になっているようです。</p> <p>ガールスカウトも、消防フェスティバルや、市内一斉清掃などの活動に参加しておられるんですか。</p>
担当職員	はい、そうです。
委員	ボーイスカウトや、ガールスカウトという名前が付いた団体が出れば、大体免除団体となるという認識でいいですか。
担当職員	活動実態や活動目的等によります。
会長	青少年センターの免除申請団体が、ほぼ、ボーイスカウトとガールスカウトになっているのですが、青少年センターの施行規則に則している団体がスカウト団体しかないというイメージでいいですか。
担当職員	青少年に関わる活動の多くは、青少年健全育成協議会やこども会などのように各地域で実施されておられますので、地域集会施設の方に免除申請を挙げられておられます。複数の施設について、免除申請を挙げることは出来ませんので、青少年センターの方に免除申請を挙げられたのは、ほぼスカウト団体だったということになります。
委員	地域集会施設と青少年センター、双方について免除申請を挙げることは出来ないということですね。
担当職員	そうです。
委員	結果的に、青少年センターの免除申請は、スカウト団体以外では『玉島小学校区青少年会育成会』だけだったということですね。
担当職員	そうです。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会長	そうしましたら、玉島小学校区青少年会育成会と、6つのスカウト団体を、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として妥当とすることで、ご異議ありませんでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	<p>それでは、玉島小学校区青少年会育成会と、6つのスカウト団体を、茨木市の公の施設使用料免除団体に該当する団体として答申を行いたいと思います。</p> <p>以上をもちまして、地域集会施設と青少年センターにかかる審査を終わりたいと思います。最後に、今後の日程について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>日程につきましては、本日も含めまして全2回を予定しており、次回の審査会は、すでに事務局から通知させていただいておりますとおり、2月14日(火)の午後3時30分から開催を予定しておりますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
会長	<p>ありがとうございました。それでは以上で第1回の茨木市公の施設使用料免除団体審査会を終わります。</p>